

令和 6 年
5 月 号

一関労働基準監督署からのお知らせ

◎ 令和 5 年における労働災害の状況について(確定値)

休業 4 日以上	の死傷災害	214 件	(前年と比較して -42 件、 -16.4%)
(うち、コロナを除く)		178 件	(" +27 件、 +17.9%)
うち、死亡		1 件	(" - 1 件)

令和 5 年の死傷災害は 214 件で、前年の 256 件から 42 件 16.4%の減少となりました。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは 36 件で、これを除くと 178 件となるものの、前年の 151 件からは 27 件 17.9%と大幅に増加し、また、死亡災害は 1 件発生しました。

業種別(新型コロナウイルスによるものを除く)では、①製造業 43 件(前年同期 +5 件 +13.2%)、②建設業 27 件(同 +3 件 +12.5%)、③商業 21 件(同 +7 +50.0%)及び保健衛生業 21 件(同 -2 件 -8.7%)、④接客娯楽業 17 件(同 +14 件 +466.7%)、⑤運輸交通業 15 件(同 -5 件 -25.0%)等となっており、運輸交通業及び保険衛生業を除いて大幅に増加しました

事故の型別(新型コロナウイルスによるものを除く。新型コロナウイルスは全体の 16.8%。)では、①「転倒」55 件(構成比 30.9%。前年比 +12 件 +27.9%)、②「墜落・転落」29 件(同 16.0%。同 +12 件 +70.6%)、③「飛来・落下」18 件(同 10.1%。同 +10 件 +125.0%)、④「動作の反動・無理な動作」17 件(同 9.6%。同 ±0 件 +±0.0%)、⑤「激突され」15 件(同 8.4%。同 +1 件 +7.1%)、⑥「はさまれ・巻き込まれ」12 件(同 6.7%。 -8 件 -40.0%)等となっており、「激突され」及び「はさまれ・巻き込まれ」を除いて大幅増加となりました。



◎ 令和 6 年 3 月末現在における労働災害の発生状況について

休業 4 日以上	の死傷災害	27 件	(前年同期と比較して -21 件、 -43.8%)
(うち、コロナを除く)		24 件	(" -19 件、 -44.2%)
うち、死亡		0 件	(" ± 0 件)

令和 6 年 3 月末現在における死傷災害は 27 件で、前年同期の 48 件と比較して 21 件 43.8%と大幅に減少しています。このうち新型コロナウイルス感染症によるものは 3 件で、これを除くと 24 件となるものの、前年同期の 43 件から 19 件 44.2%と大きく減少しており、また、死亡災害も発生していません。

業種別では、①製造業 6 件(前年同期比 -7 件 -53.8%)及び建設業 6 件(同 -2 件 -25.0%)、③保険衛生業 5 件(同 +4 件 +400.0%)、④運輸交通業 3 件(同 -2 件 -40.0%)等となっており、事故の型別では①「転倒」7 件(構成比 29.2%。前年同期比 -13 件 -65.0%)、②「墜落・転落」6 件(同 25.0%。同 +1 件 +20.0%)、③「激突」3 件(同 12.5%。同 +1 件 +50.0%)及び「動作の反動・無理な動作」3 件(同 12.5%。同 +2 件 +200.0%)となっています。



当署では、令和 6 年における労働災害防止に係る目標を、

○全労働災害減少目標⇒143 人以下 **○死亡災害⇒0 人(発生させない)**

と定め、目標達成に向けて労働災害防止対策を推進しております。

労働災害はあってはならないものであり、各事業場の皆様におかれましては、労働災害を発生させないという決意の下、労働災害防止対策を着実に実施していただきますようお願い申し上げます。

5 月から 9 月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!
～4 月は準備期間です。熱中症対策を着実に実施しましょう!～

岩手県最低賃金は時間額『893円』（令和5年10月4日発効）です！

～～ 確認しよう最低賃金！使用者も、労働者も、お互いに ～～

◎ 安全管理及び労働衛生管理にかかる好事例の募集しています！

当署では、管内の安全管理活動と健康管理活動の水準を向上させることにより労働災害を減少させることを目的として、管内の企業において実践されている安全管理活動及び健康管理に係る好事例を募集しています。

応募のあった好事例については、これを管内企業に広く水平展開を図るとともに、優れた好事例については表彰を行うこととしております。

当署で選定した50名以上の労働者を使用する事業場の皆様には好事例の提供をお願いする文書を郵送しておりますが、これ以外にも「当社ではこのような安全管理活動や衛生管理活動を行っている。」という好事例を実践されている事業場様には是非ご提供いただければ幸いですので、応募のほどよろしくお願い申し上げます。

詳細は、岩手労働局ホームページ内の「一関監督署からのお知らせ」コーナーに、募集要項、応募用紙を掲載していますので、ご確認ください。

募集期間；令和6年5月1日から同年6月30日まで

また、令和5年度に実施した好事例の収集結果につきましては、好事例集として取りまとめを行い、「一関監督署からのお知らせ」コーナーに掲載しておりますので、ご一読いただき、安全管理及び労働衛生管理向上の一助にさせていただきますようお願い申し上げます。

一関監督署

お知らせコーナー



◎ 5月から9月は「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間です！

令和6年5月から9月末の間は、「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」期間です。

令和6年は例年より気温が高い日が続いており、気象予報では今年の夏は猛暑となる見込みとなっていることから、本年は熱中症の増加が危惧される場所です。

これから秋にかけて熱中症が増加する期間となりますので、各事業場の皆様も、4月の準備期間中に実施すべき事項を点検していただくとともに、期間中における熱中症対策の着実な実施をお願い申し上げます。

STOP!熱中症
クールワーク
キャンペーン



職場における
熱中症
予防情報



環境省
熱中症予防
情報サイト



キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価

- JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

暑く前に飲む！



キューイカン

労働災害防止対策の着実な実施をお願いします。

～ 特に、全体の3割を占める転倒災害防止対策の重点実施を！ ～